

Newsletter

平成25年度税制改正案

Contents

- ▶ 法人課税 2
- ▶ 資産課税 4
- ▶ 所得税 7
- ▶ 金融・証券税制 7
- ▶ 国際課税 9
- ▶ 消費税引上げに伴う対応 11
- ▶ 延滞税等の見直し 12

平成25年1月24日に、「平成25年度税制改正大綱」が公表されました。昨年12月の衆議院議員選挙で大勝利を収め3年ぶりに政権復帰した自由民主党が中心となって取りまとめられたものです。

本ニュースレターにおいては、「平成25年度税制改正大綱」のうち、法人課税、資産課税、金融・証券税制、国際課税等における主要な改正・見直し事項をご紹介します。

また、平成25年度税制改正大綱に掲載されている改正内容の解説後に、必要に応じて改正点のポイントや新制度の留意点などを四角枠の中に掲載しています。改正内容と併せてご参照ください。

なお、一部項目については、今後の国会における法案審議の過程において、修正・削除・追加などが行われる可能性があることにご留意ください。

法人課税

円高・デフレ不況が長引き、足下では、貿易赤字の拡大、国内の成長機会や若年雇用の縮小、復興の遅延等、閉塞感は深刻さを増している中、こうした危機への取り組みが喫緊の課題となっています。こうした危機を突破するために、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の“三本の矢”によって、これまでのいわば「縮小均衡の分配政策」から「成長と富の創出の好循環」へと転換させ、「強い経済」を取り戻す施策が採られています。

法人税制においては、「成長と富の創出の好循環」の実現に向けて、以下のような、民間の設備投資の喚起と雇用・所得の拡大を促す措置、また、地域の経済・雇用・生活を守るといった観点から、中小企業の活力強化措置などが講じられます。

(1) 国内設備投資促進税制の創設

「成長と富の創出の好循環」を実現し、わが国経済を再生していくためには、製造業を中心とする投資に対する慎重な姿勢を反転させ、設備投資の拡大によって経済の底上げを図るとともに、生産設備の更新を通じて産業競争力の強化を図る必要があるとの認識の下、国内における投資設備へのインセンティブを広く付与する生産等設備投資促進税制が創設されます。

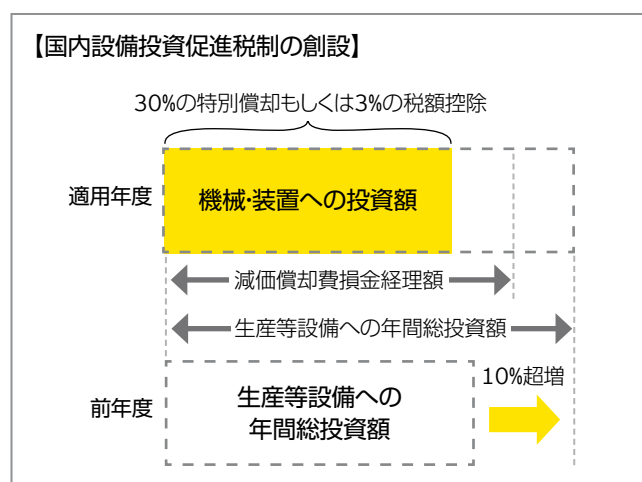
具体的には、国内の事業の用に供する生産等設備で、事業年度終了の日において有するものの取得価額の合計額が次の①及び②の金額を超える場合において、その生産等設備を構成する資産のうち機械・装置をその法人の国内にある事業の用に供したときは、その機械・装置の取得価額の30%の特別償却とその取得価額の3%の税額控除(当該事業年度の法人税額の20%を限度)との選択適用が可能となります。

- ① その法人の有する減価償却資産につき、当期の償却費として損金経理をした金額(総投資額 > 減価償却費計上額)
- ② 前事業年度において取得等をした国内の事業の用に供する生産等設備の取得価額の合計額の110%相当額(総投資額 > 前年度投資額の110%)

この改正は、青色申告書を提出する法人の平成25年4月1日から平成27年3月31日までに開始する各事業年度(設立事業年度を除く)において適用されます。

(注1) 生産等設備とは、その法人の製造業その他の事業の用に直接供される減価償却資産(無形固定資産及び生物を除く)で構成するものとされています。なお、本店、寄宿舎等の建物、事務用器具備品、乗用自動車、福利厚生施設等は、生産等設備には該当しないとされています。

(注2) 償却費として損金経理をした金額は、前事業年度の償却超過額等を除き、特別償却準備金として積み立てた金額を含む金額とされます。



(2) 所得拡大促進税制の創設

世界に誇るわが国の多様な人材の潜在力を引き出すことが「成長による富の創出」につながるとの認識のもと、「個人の可能性が最大限発揮され雇用と所得が拡大する国」を目指して、企業による雇用・労働分配(給与等支給)の拡大を促すための措置が新たに講じられます。

具体的には、国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、その法人の雇用者給与等支給増加額(雇用者給与等支給額から基準雇用者給与等支給額を控除した金額)の基準雇用者給与等支給額に対する割合が5%以上であるとき(次の①及び②の要件を満たす場合に限る)は、その雇用者給与等支給増加額の10%(当該事業年度の法人税額の10%(中小企業者等については20%)を限度)の税額控除が可能となります。

- ① 雇用者給与等支給額が前事業年度の雇用者給与等支給額を下回らないこと
- ② 平均給与等支給額が前事業年度の平均給与等支給額を下回らないこと

この改正は、青色申告書を提出する法人の平成25年4月1日から平成28年3月31日の間に開始する各事業年度において適用されます。

(注1) 下記(4)の雇用促進税制の他、復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除制度、避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除制度、又は立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除制度との選択適用とされます。

(注2) 雇用者給与等支給額とは、各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額とされます。

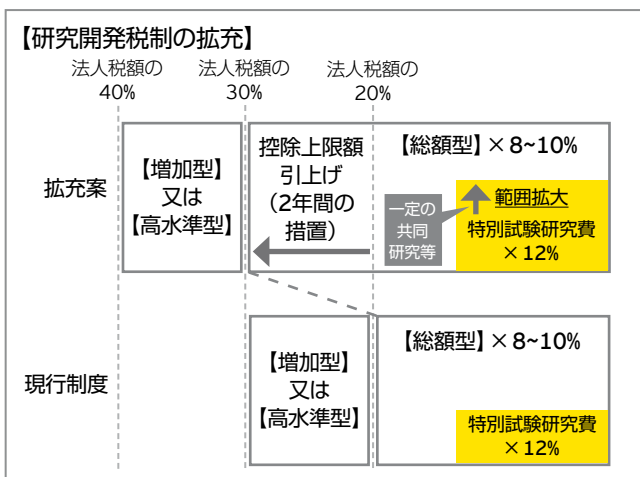
(注3) 基準雇用者給与等支給額とは、平成25年4月1日以後に開始する各事業年度のうち、最も古い事業年度の直前の事業年度(基準事業年度)における所得金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額とされます。

(3) 研究開発税制の拡充

研究開発投資の促進は、イノベーションによる新たな付加価値の創造を通じて需要を喚起するとともに、将来の経済成長の礎となることから、重要な課題であるとの認識の下、研究開発税制の総額型の控除上限額が引き上げられるとともに、オープンイノベーションを推進するため、特別試験研究費の範囲に一定の共同研究が追加されます。

具体的には、試験研究費の総額に係る税額控除制度、特別試験研究費の額に係る税額控除制度、繰越税額控除限度超過額に係る税額控除制度、中小企業技術基盤強化税制及び繰越中小企業者等税額控除限度超過額に係る税額控除制度について、2年間の時限措置として、控除税額の上限が当期の法人税額の30%(現行20%)に引き上げられます。

また、特別試験研究費の額に係る税額控除制度について、特別試験研究費の範囲に一定の契約に基づき企業間で実施される共同研究に係る試験研究費等が加わります。

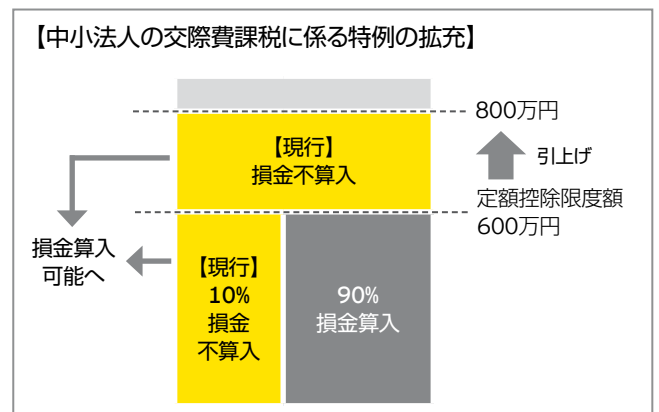


(4) 雇用促進税制の拡充

上記(2)所得拡大促進税制と同様、多様な人材の潜在力を引き出すことがわが国の「成長による富の創出」につながるとの認識の下、雇用の一層の確保を図り、個人消費需要の回復を通じた経済成長に資するため、雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除制度(雇用促進税制)について、税額控除限度額が増加雇用者数1人当たり40万円(現行20万円)に引き上げられるほか、適用要件の判定の基礎となる雇用者の範囲について所要の措置が講じられます。

(5) 中小法人の交際費課税に係る特例の拡充

交際費等の損金不算入制度における中小法人に係る損金算入の特例について、景気を刺激するとともに、中小法人を支援するという観点から、定額控除限度額が800万円(現行600万円)に引き上げられるとともに、定額控除限度額までの金額の損金不算入措置(現行10%)が廃止されます。



(6) 中小企業等の経営改善に向けた設備投資を促進するための税制措置の創設

中小企業等で、商工会議所等から経営改善に関する指導及び助言を受けて行う店舗の改修等に伴い、器具備品及び建物附属設備の取得等をして指定事業の用に供した場合には、その取得価額の30%の特別償却とその取得価額の7%の税額控除との選択適用ができる税制が創設されます。

資産課税

相続税

(1) 相続税の基礎控除及び税率構造の見直し

① 相続税の基礎控除

	現行	改正案
定額控除	5,000万円	3,000万円
法定相続人比例控除	1,000万円× 法定相続人の数	600万円× 法定相続人の数

② 相続税の税率構造

現行		改正案	
各法定相続人の 法定相続分相当額	税率	各法定相続人の 法定相続分相当額	税率
1,000万円以下の金額	10%	同左	
3,000万円以下の金額	15%	//	
5,000万円以下の金額	20%	//	
1億円以下の金額	30%	//	
3億円以下の金額	40%	2億円以下の金額	40%
		3億円以下の金額	45%
3億円超の金額	50%	6億円以下の金額	50%
		6億円超の金額	55%

(注) 上記の改正は、平成27年1月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用されます。

この改正案は、平成23年度税制改正において起案されていましたが、改正が持ち越されていた項目です。バブル期に引き上げられた基礎控除の水準を現在の地価の水準に対応させること及び低下した富の再分配機能を回復させる観点から、基礎控除額は現行の6割に引き下げられ、最高税率は55%に引き上げられるとともに、8段階の税率構造となります。

(2) 小規模宅地等に対する相続税課税価格の計算に係る特例の拡充及び適用要件の緩和

- ① 特定居住用宅地等について、土地評価額の80%を減額する特例の適用対象面積が、現行の240㎡から330㎡までに拡充されます。

- ② 特定事業用等宅地等と特定居住用宅地等を特例の対象として併用選択する場合には、限度面積が400㎡から730㎡に拡充されます。ただし、貸付事業用宅地等を選択する場合には、現行通り一定の調整を行うこととされます。

- ③ 現行では、一棟の二世帯住宅で構造上内部から行き来できない住居の各独立部分に被相続人及びその親族がそれぞれ居住している場合、その親族が相続又は遺贈により取得した二世帯住宅の敷地については原則として特定居住用宅地等に係る特例は適用できませんが、改正案では構造上の要件は撤廃され、特定居住用宅地等の対象とされます。

- ④ 被相続人が老人ホームに入所して空き家になっている家屋の敷地について次の要件を満たす場合に限り、特定居住用宅地等の対象とされます。

- ▶ 被相続人に介護が必要なため入所したものであること
- ▶ 当該家屋が貸付け等の用途に供されていないこと

(注) 上記①及び②の改正は、平成27年1月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用され、上記③及び④の改正は、平成26年1月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用されます。

(3) 未成年者控除及び障害者控除の引上げ

① 未成年者控除

現行	改正案
20歳に達するまでの年数× 6万円	20歳に達するまでの年数× 10万円

② 障害者控除

現行	改正案
85歳に達するまでの年数× 6万円 (特別障害者については12万円)	85歳に達するまでの年数× 10万円 (特別障害者については20万円)

(注) 上記の改正は、平成27年1月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用されます。

贈与税

(1) 相続時精算課税制度の対象とならない贈与税の税率構造の見直し

① 20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合

現行		改正案	
課税価格	税率	課税価格	税率
200万円以下の金額	10%	同左	
300万円以下の金額	15%	//	
400万円以下の金額	20%	400万円以下の金額	15%
600万円以下の金額	30%	600万円以下の金額	20%
1,000万円以下の金額	40%	1,000万円以下の金額	30%
1,000万円超の金額	50%	1,500万円以下の金額	40%
		3,000万円以下の金額	45%
		4,500万円以下の金額	50%
		4,500万円超の金額	55%

② 上記①以外の贈与財産に係る贈与税の税率構造

現行		改正案	
課税価格	税率	課税価格	税率
200万円以下の金額	10%	同左	
300万円以下の金額	15%	//	
400万円以下の金額	20%	//	
600万円以下の金額	30%	//	
1,000万円以下の金額	40%	//	
1,000万円超の金額	50%	1,500万円以下の金額	45%
		3,000万円以下の金額	50%
		3,000万円超の金額	55%

(注) 上記の改正は、平成27年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用されます。

この改正案は、平成23年度税制改正において起案されていましたが、持ち越されていた項目です。父母、祖父母などの直系尊属からの生前贈与による財産の有効活用の観点から、上記①の図表のように300万円超3,000万円以下の贈与は贈与税が緩和されます。また、相続税の最高税率の引き上げにあわせて贈与税の最高税率も引き上げられ、8段階の税率構造となります。

(2) 相続時精算課税の適用要件の拡充

次世代への資産の早期移転を促すために、①受贈者の範囲に、20歳以上である孫(現行贈与者の子のみ)が追加され、②贈与者の年齢要件が60歳以上(現行65歳以上)に引き下げられました。

(注) 上記の改正は、平成27年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用されます。

相続時精算課税制度を利用して孫に贈与した財産は、現行制度上、贈与者である被相続人の相続税の計算において「相続税額の2割加算」の適用を受けることに留意が必要です。

(3) 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設

受贈者(30歳未満の者に限る)の教育資金(文部科学大臣が定める一定のもの)に充てるために、その直系尊属が金銭等を金融機関に信託等をした場合には、受贈者1人につき1,500万円(学校等以外の者に支払われる金銭については、500万円)までの金額は、平成25年4月1日から平成27年12月31日までの間に拠出されるものに限って、贈与税が非課税とされます。なお、拠出額のうち、受贈者が30歳に達した日における未利用の残額は、同日に贈与があったものとして贈与税が課税されます。

高齢者の保有資金の現役世代への早期移転とその有効活用による「成長と富の創出の好循環」を目的に創設されました。

事業承継税制

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、同制度の活用を促進させるため、次のような要件の見直し及びその他所要の整備が行われます。

- ① 現行では、後継者が先代経営者の親族であることが要件ですが、改正案では、親族外であっても適用対象とされます。
- ② 現行は、雇用確保要件として申告期限の翌日から5年間の常時使用従業員数を相続又は贈与時の80%以上毎年確保しなければ納税猶予の取消事由に該当しますが、改正案では、5年間の平均で80%以上確保に緩和されます。
- ③ 相続又は贈与前の経済産業大臣による事前確認制度が廃止されます。
- ④ 株券不発行会社について一定の要件を満たす場合には、株券の発行をしなくても納税猶予の適用を受けることができます。
- ⑤ 納税猶予の打ち切りの際に際して支払う利子税の特例割合が現行の年2.1%から年0.9%(特例基準割合が2%の場合)に引き下げられ、納税猶予期間が5年を経過する場合には、その5年間の利子税が免除されます。
- ⑥ 現行では、先代経営者の役員退任が贈与税の納税猶予の適用要件ですが、改正案では、贈与時に代表権を有していないことに改められます。

また、現行では、贈与者が申告期限の翌日から5年以内に平取締役として復帰して認定会社から給与の支給を受けると、贈与税の納税猶予の取消事由に該当しますが、給与等の支給を受けた場合であっても、取消事由に該当しないこととされます。

(注)上記の改正は、所要の経過措置を講じた上、平成27年1月1日以後に相続もしくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用されます。

制度上ネックとなっていた雇用確保要件を5年間平均で80%以上維持することや、親族外後継者でも適用対象とするなど要件が大幅に緩和されたことに加え、納税猶予税額の計算方法の見直し、提出書類の簡略化等の手続きの簡素化等により、同制度の使い勝手が向上する見込みです。

所得税

所得税の最高税率の見直し

所得格差及び所得の再分配機能の低下の是正の観点より、現行の税率構造に加えて課税所得4,000万円超について、45%の最高税率が設けられます。

課税所得	*税率
195万円以下	5%
330万円以下	10%
695万円以下	20%
900万円以下	23%
1,800万円以下	33%
4,000万円以下	40%
4,000万円超	45%

※ 平成25年から平成49年分は、所得税額の2.1%の復興特別所得税が課税されます。

(注) 上記の改正は、平成27年分以後の所得税について適用されます。

当初は最高税率50%の案もありましたが、勤労意欲及び事業意欲を減退させてしまう恐れがあるという懸念から、改正案では最高税率45%で決着しました。

財産債務明細書の記載事項の整備

その年分の各種所得金額の合計額が2,000万円を超える確定申告書の提出義務者は、その年の12月31日現在の財産及び債務について「財産債務明細書」を添付しなければなりません。公社債、株式等について記載すべき金額がこれらの権利を表示する証券の額面金額等から、その年の12月31日における時価(時価の算定が困難な場合には取得価額)に改められます。

平成24年度改正において創設され平成26年1月1日からスタートする国外財産調書制度と平仄をあわせる観点から見直されます。

金融・証券税制

(1) 金融所得課税の一体化に向けた課税方式の抜本的な見直し

- ① 特定公社債等(特定公社債及び公募公社債投資信託の受益権等)の課税方式
 - (a) 平成28年1月1日以後に居住者等が支払いを受けるべき特定公社債等の利子等については、20%の税率による申告分離課税の対象とされます。また、当該利子等について源泉徴収が行われた場合は、申告不要とすることができます。居住者又は内国法人が支払いを受けるべき国外公社債等の利子等で申告分離課税の対象となるものについては、その利子等の額からその支払いの際に課される外国所得税の額(もしあれば)を控除した金額が源泉徴収の対象とされます。
 - (b) 平成28年1月1日以後に居住者等が特定公社債等を譲渡した場合の譲渡所得等については、20%の税率による申告分離課税の対象とされます。公社債等の償還又は一部解約等により支払いを受ける金額については、公社債等の譲渡所得等に係る収入金額とみなされます。
 - (c) 特定公社債等の利子所得等及び譲渡所得等、並びに上場株式等の配当所得及び譲渡所得等の損益通算が可能になります。また、特定公社債等の譲渡により生じた損失の金額については、翌年以後3年間にわたり繰越控除が可能になります。
 - (d) 居住者等が特定口座を開設している金融商品取引業者等への買付けの委託により取得した特定公社債等は、当該特定口座へ受け入れることができます。また、居住者等が源泉徴収口座を開設している金融商品取引業者等の営業所を通じて特定公社債等の利子等の支払いを受ける場合は、当該利子等を当該源泉徴収口座に受け入れて、源泉徴収口座内における損益通算の対象とすることができます。

(e) 特定公社債とは、次のような公社債をいいます。

- ▶ 国債、地方債、外国国債、外国地方債
- ▶ 会社以外の法人が特別の法律により発行する社債（投資法人債及び特定目的会社の特定社債を除きます）
- ▶ 公募公社債、上場公社債
- ▶ 発行日の前6月以内に有価証券報告書等を提出している法人が発行する社債
- ▶ 国外において発行された公社債で、(イ)国内において売出しがされたもの、又は(ロ)国内における私売出しの日前6月以内に有価証券報告書等を提出している法人が発行する社債
- ▶ 金融商品取引所又は外国金融商品取引所において公表されたプログラムに基づき発行される公社債
- ▶ (イ)出資金額等の2分の1以上が外国の政府により出資されている外国法人、又は(ロ)外国の特別の法令に基づき設立された外国法人で、その業務が当該外国の政府の管理の下で運営されているものが発行し又は保証する社債
- ▶ 国際間の取極に基づき設立された国際機関が発行し又は保証する公社債
- ▶ 国内又は国外の法令に基づいて銀行業又は金融商品取引業を行う法人、又はその100%子会社等が発行する社債
- ▶ 平成27年12月31日以前に発行された公社債

② 一般公社債等(特定公社債以外の公社債及び私募公社債投資信託の受益権等)の課税方式

- (a) 一般公社債等の利子等については、20%源泉分離課税が維持されます。
- (b) 平成28年1月1日以後に居住者等が一般公社債等を譲渡した場合の譲渡所得等については、20%の税率による申告分離課税の対象とされます。
- (c) 同族会社が発行した社債の利子及び償還金でその同族会社の役員等が支払いを受けるものについては、総合課税の対象とされます。

③ 割引債(ストリップス債及びディープ・ディスカウント債を含む)の課税方式

- (a) 平成28年1月1日以後に行う割引債の償還及び譲渡による所得については、公社債の譲渡所得等として20%の税率による申告分離課税の対象とされます。

(b) 平成28年1月1日以後に発行される割引債については、発行時の18%源泉徴収が廃止されます。ただし、同日以後に国内において個人、一般社団・財団法人等及び外国法人に対し割引債の償還金を支払う場合、特定口座において支払う場合を除き、償還金額に一定の割引率を乗じて計算した金額については、償還時に20%(法人の場合は15%)の税率による源泉徴収の対象とされます。

- ④ 株式等に係る譲渡所得等の分離課税について、(イ)特定公社債等及び上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税と、(ロ)一般公社債等及び非上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組されます。
- ⑤ 非居住者等、金融機関又は公共法人等が支払いを受ける公社債等の利子等を非課税又は源泉徴収不適用とする特例について、所有期間に応じた按分計算が廃止され、支払いを受ける利子等の全額が非課税又は源泉徴収不適用とされることとなります。
- ⑥ 平成28年1月1日以後に法人が支払いを受けるべき利子等に係る利子割については、不課税とされます。

平成28年1月1日以後、従来ばらばらであった公社債等の課税方式と株式等の課税方式の統一がようやく実現し、金融所得間の損益通算の範囲が特定公社債等の利子所得等及び譲渡所得等、並びに上場株式等の配当所得及び譲渡所得等にまで拡大されることとなります。これは、金融所得課税の一体化を大きく前進させるものであるとともに、割引債の発行時源泉徴収の問題など、従来の公社債等の課税方式が内包していた様々な実務上の問題を一挙に解決するものであり、今後の金融・証券税制において重要な意義を有する画期的な改正といえます。

なお、デリバティブを含む金融所得課税のさらなる一体化については、対象に公社債等を含める今回の改正を踏まえつつ、総合的な取引所の実現にも資する観点から、意図的な租税回避の防止に十分留意し、引き続き検討することとされています。

(2) 日本版ISA(少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置)の拡充

- ① 非課税口座を開設することができる期間が、平成26年1月1日から10年間(現行:平成26年1月1日から3年間に延長されます。
- ② 非課税口座において設定される各年分の非課税管理勘定において受け入れた100万円を上限とする上場株式等について、(イ)当該非課税管理勘定の設定日の属する年の1月1日から5年間の非課税期間内に支払を受けるべき配当等、及び(ロ)当該非課税期間内に金融商品取引業者等への売委託等により譲渡した場合の譲渡所得等が非課税とされます。
- ③ 上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る10%軽減税率は、平成25年12月31日をもって廃止されます。

平成26年1月1日から導入される日本版ISAについて、非課税口座を開設することができる期間が10年間に大幅延長されることとなります。これにより、特に上場株式等に対しコツコツと継続的に投資を行うことにより将来のための資産形成を図りたい者にとって、より魅力的な税制優遇措置になったといえます。今後、日本版ISAの普及が進み、家計の安定的な資産形成が促進されることが期待されます。

(3) 振替社債等の利子等の非課税制度の恒久化

- ① 非居住者等が受ける振替社債等の利子等の非課税制度について、その適用期限が撤廃されます(現行:平成25年3月31日まで)。ただし、振替特定目的信託受益権のうち社債的受益権等については、適用期限は撤廃されませんが、3年間延長されます。
- ② 平成28年1月1日以後に非居住者等が支払いを受けなければならない振替割引債の償還金等について、非課税適用申告書の提出等を要件として、償還時源泉徴収の対象外とされ、所得税及び法人税が非課税とされます。

3年間の適用期限付きで導入された非居住者等が受ける振替社債等の利子等の非課税制度が、その適用実績を踏まえ、振替国債・地方債と同様に恒久化されることとなります。

なお、いわゆる日本版スーク(イスラム債)等については、恒久化は見送られたものの、適用期限が3年間延長されることとなります。その間に適用実績が上がるかどうか、今後の期限延長・恒久化に向けた鍵となるでしょう。

国際課税

(1) 国外に居住する相続人等に対する相続税・贈与税の課税適正化

日本国内に住所を有しない個人(非居住者)で日本国籍を有しない者が、日本国内に住所を有する者から相続もしくは遺贈又は贈与により取得した国外財産を、相続税又は贈与税の課税対象に加えることとなります。

この改正は、平成25年4月1日以後に相続もしくは遺贈又は贈与により取得する国外財産に係る相続税又は贈与税について適用されます。

近年利用されていた「受贈者(相続人)になる子・孫等に外国籍を取得させることにより相続・贈与税の税負担を回避するタックス・プランニング」を防止するものです。

(2) 移転価格税制

国外関連者との取引に係る課税の特例(移転価格税制)について、独立企業間価格を算定する際の利益水準指標に営業費用売上総利益率(いわゆるベリー比)を加えることとなります。

ベリー比は、OECD移転価格ガイドラインでも認められている利益水準指標です。外国から財貨等を輸入している外資系内国法人の移転価格実務においても、ベリー比の採用が可能となります。

(3) タックスヘイブン対策税制の見直し

税金が存在しない国に所在する特定外国子会社等に係る外国子会社合算税制(いわゆるタックスヘイブン対策税制)の合算所得につき、本店所在地国以外の国で課税される場合には、当該合算所得は、外国税額控除の適用上、非課税国外所得に該当しないこととされます。

ケイマン等の無税国に所在する外国法人が税金が存在する他の国の支店等で事業を行い納税した場合、当該外国法人税に係る外国税額控除が、実際上取り易くなります。

(4) 過大支払利子税制

関連者等に係る純支払利子等の課税の特例(いわゆる過大支払利子税制)と、国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例(いわゆる過少資本税制)との双方が適用され得る場合における重複適用排除に関する規定等の整備が行われます。また、過大支払利子税制に関しては、法人事業税の付加価値割の課税標準である単年度損益についても所要の措置が講じられます。

「過大支払利子税制」は、平成24年度税制改正により導入されました。制度趣旨としては、日本企業が海外関連会社等に多額の利子を払うことによって、意図的に日本の課税所得の圧縮を図ることを防ぐ、というものです。平成25年4月1日以後に開始する事業年度から適用が開始されます。

(5) 国外財産調書制度

国外財産調書制度について、対象となる国外財産に国外にある金融機関の営業所等に設けられた口座において管理されている国内有価証券(国内法人等が発行した株式、公社債その他の有価証券)を加えるとともに、対象となる国外財産から国内にある金融機関の営業所等に設けられた口座において管理されている外国有価証券(外国法人等が発行した株式、公社債その他の有価証券)を除外することになります。この改正は、平成26年1月1日以後に提出すべき国外財産調書について適用されます。

「国外財産調書制度」は、平成24年度税制改正により創設されました。近年、個人の国外財産に係る所得の申告漏れや相続財産の申告漏れが増加傾向にある中、適正な課税と徴収に資するとして創設された制度です。

(6) 上場株式等の配当源泉税に係る租税条約の適用手続き

支払いの取扱者を通じて支払いを受ける上場株式等の配当について、租税条約の適用(源泉軽減税率の適用等)を受けようとする非居住者等は、非居住者等に関する事項を記載した条約届出書(以下「特例届出書」)を提出することができることとされます。特例届出書には、配当に関する事項の記載を要しないこととし、一定の場合には、3年

毎に提出することとします。特例届出書を提出した非居住者等は、条約の適用を受ける配当の支払いを受ける前日までに、配当等に関する事項を支払いの取扱者に通知しなければなりません。この改正は、平成26年1月1日以後に支払いを受ける上場株式等の配当等について適用されます。

平成25年末をもって、上場株式等に係る配当・譲渡所得に関する軽減税率(10%)が廃止され、平成26年より本則税率(20%)が適用されます。平成26年以後は、非居住者等に支払われる上場株式等の配当に係る国内法における源泉税率が租税条約における軽減税率を上回るケースが一般的となります。日本の上場株式等に投資する非居住者等は、条約届出書の提出に十分留意する必要があります。この点について、上記の改正により、非居住者等が支払いの取扱者を通じて上場株式等の配当の支払いを受ける場合は、条約届出書の提出手続きが簡素化されることとなります。

(7) 非居住者及び外国法人に対する課税原則

非居住者及び外国法人に対する課税原則については、OECDモデル租税条約の改定等を踏まえ、様々な産業における実態や影響等を考慮しつつ、いわゆる「総合主義」に基づく従来の国内法上の規定が、OECD承認アプローチ(Authorized OECD Approach)に沿った「帰属主義」に基づく規定に見直されます。これに応じた適切な課税を確保するために必要な法整備に向け、具体的な検討を行うことが、今後の検討課題として明記されました。

OECD承認アプローチに沿った「帰属主義」に基づく外国法人日本支店の所得計算においては、本支店間の内部取引からも課税所得を認識することとなります。

消費税引上げに伴う対応

社会保障の安定財源の確保及び財政の健全化を同時に達成することを目指す観点から、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税及び地方交付税法の一部を改正する法律」が昨年平成24年8月22日に公布され、平成26年4月より消費税率が8%に、平成27年10月から10%と段階的に引き上げられることとなっています。

本大綱においては、消費税率の引上げに伴う対応として、以下の措置が講じられています。

住宅取得等に係る措置(住宅ローン減税等の拡充)

住宅投資は、取引価格が高額であることから内需拡大の柱であり、地域経済への波及効果も大きいと考えられます。平成26年4月からの消費税率引上げによる住宅需要の減少が最も大きくなると考えられる時期に、特例的な措置として過去最大規模の減税を行うこととされています。

(1) 住宅借入金等を有する場合の特別控除(住宅ローン減税)

住宅の取得等をして平成26年から平成29年までの間に居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額、控除率、各年の控除限度額及び控除期間(10年間)の最大控除額は次の通りです。

① 一般の住宅の場合

居住年	借入限度額	控除率	各年の控除限度額	最大控除額
平成26年1月~3月	2,000万円	1.0%	20万円	200万円
平成26年4月~平成29年12月	4,000万円	1.0%	40万円	400万円

② 認定住宅(認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅)の場合

居住年	借入限度額	控除率	各年の控除限度額	最大控除額
平成26年1月~3月	3,000万円	1.0%	30万円	300万円
平成26年4月~平成29年12月	5,000万円	1.0%	50万円	500万円

(2) 個人住民税からの控除

平成26年分以後の所得税において住宅借入金等特別税額控除の適用がある者(平成26年から平成29年までに入居した者に限る)のうち、当該年分の住宅借入金等特別税額控除から当該年分の所得税額(住宅借入金等特別税額控除の適用がないものとした場合の所得税額とする)を控除した残額がある者については、翌年度分の個人住民税において、当該残高に相当する額を、次の控除限度額の範囲で減額することとされています。

居住年	控除限度額
平成26年1月~3月	所得税の課税総所得金額等×5% (最高9.75万円)
平成26年4月~平成29年12月	所得税の課税総所得金額等×7% (最高13.65万円)

(3) その他

自己資金で認定住宅を取得した場合の所得税の住宅投資減税や、住宅リフォームを行った場合の減税措置についても、消費税率引上げに伴う需要を平準化する観点から、拡充されることとなりました。

また、上記住宅ローン減税の拡充措置を講じてもなお効果が限定的な所得層に対しては、別途、良質な住宅ストックの形成を促す住宅政策の観点から適切な給付措置を講じ、税制において当面、特例的な措置を行う平成29年末まで一貫して、これら減税措置とあわせ、住宅取得に係る消費税負担増をかなりの程度緩和することとされています。給付措置の具体的な内容については、税制措置とあわせた全体の財源を踏まえながら検討を進め、一定の周知期間が必要であることを踏まえ、できるだけ早期に、遅くとも今夏にはその姿を示すことと明記されました。

車体課税の見直し

自動車取得税及び自動車重量税について以下の見直しを行い、平成26年度税制改正で具体的な結論を得ることとされました。

(1) 自動車取得税

消費税8%の段階ではエコカー減税の拡充などグリーン化を強化することとされ、消費税10%の時点で廃止することとされました。

(2) 自動車重量税

エコカー減税制度の基本構造が恒久化され、消費税8%段階では、財源を確保して、一層のグリーン化等の観点から、燃費性能等に応じて軽減する等の措置を講ずることとされました。

その他消費税引上げに係る措置

(1) 軽減税率(複数税率)の導入

消費税率の10%引上げ時に、軽減税率制度を導入することを目指すことが本大綱に明記されました。今後、与党税制協議会で、速やかに下記事項について協議を開始し、本年12月予定の平成26年度の年度与党税制改正決定時まで、関係者の理解を得た上で、結論を得るものとされています。

- ▶ 与党税制協議会に軽減税率制度調査委員会を設置し、適宜、検討状況に関する中間報告を与党税制協議会に対して行う。
- ▶ 協議すべき課題
 - ▶ 対象、品目
 - ▶ 軽減する消費税率
 - ▶ 財源の確保
 - ▶ インボイス制度など区分経理のための制度の整備
 - ▶ 中小事業者等の事務負担増加、免税事業者が課税選択を余儀なくされる問題への理解
 - ▶ その他、軽減税率導入にあたって必要な事項

(2) 転嫁対策

今般の一体改革では、二度にわたる消費税率の引上げを予定していることから、中小事業者から価格転嫁に関する不安の声が多く寄せられています。今回の税率引上げにあたっては、力のある事業者による転嫁拒否、実質的な値引き強制等が行われないよう、より踏み込んだ転嫁対策を強力に推進していく必要があります。このような観点から、政府与党は、税制抜本改革法案の審議過程において、円滑かつ適正な転嫁を確保するための独占禁止法及び下請法の特例に関する法制上の措置を講ずるべきと主張し、この法制上の措置の具体化を含め、強力な実効性のある転嫁対策を実現することとされています。

消費税率の引上げに伴う軽減税率の導入は本大綱では見送られ、今後協議を行った上で、来年度の税制改正決定時までには結論が導き出されることとなりました。軽減税率が導入され、複数の異なる税率が適用される事業者の場合、システム対応や事務負担等を余儀なくされることが予想されることから、引き続き注意深く動向を見守る必要があります。

延滞税等の見直し

延滞税等について、当分の間の措置として、次の措置が講じられます。

- ▶ 延滞税の割合は、各年の特例基準割合が年7.3%に満たない場合には、その年中においては、次に掲げる延滞税の区分に応じ、それぞれ次に定める割合とされます。

- ① 年14.6%の割合の延滞税
当該特例基準割合に年7.3%を加算した割合
- ② 年7.3%の割合の延滞税
当該特例基準割合に年1%を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%を超える場合には、年7.3%の割合)

また、納税の猶予等の適用を受けた場合(延滞税の全額が免除される場合を除きます)の延滞税については、当該納税の猶予等をした期間に対応する延滞税の額のうち、当該延滞税の割合が特例基準割合であるとした場合における延滞税の額を超える部分の金額が免除されません。

(注)「特例基準割合」とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を、12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいいます。

- ▶ 利子税の割合は、各年の特例基準割合(相続税及び贈与税の延納に係る利子税については、各分納期間の開始の日の属する年の特例基準割合)が年7.3%に満たない場合には、その年中(相続税及び贈与税の延納に係る利子税については、各分納期間)においては、次に掲げる利子税の区分に応じ、それぞれ次に定める割合とされます。

① ②に掲げる利子税以外の利子税

当該特例基準割合

② 相続税及び贈与税に係る利子税(その割合が年7.3%のものを除きます)

これらの利子税の割合に、当該特例基準割合が年7.3%に占める割合を乗じて得た割合

- ▶ 還付加算金の割合は、各年の特例基準割合が年7.3%に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合とされます。
- ▶ 特別還付金の支給制度に係る延滞金及び加算金の割合について、上記延滞税及び還付加算金の割合の扱いと同様とされます。
- ▶ 地方税である延滞金等についても、国税の見直しに合わせ、当分の間の措置として、同様の措置が講じられます。

上記の改正は、平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞税等について適用されます。

	本則	現行特例	平成25年度改正案
延滞税	14.6%	-	特例基準割合(貸出約定平均金利+1%)+7.3%
延滞税(納期限の翌日から2月を経過する日まで)	7.3%	4.3%(注) (公定歩合+4%)	特例基準割合(貸出約定平均金利+1%)+1%
利子税(法人税等の場合)	7.3%	4.3%(注) (公定歩合+4%)	特例基準割合(貸出約定平均金利+1%)
還付加算金	7.3%	4.3%(注) (公定歩合+4%)	特例基準割合(貸出約定平均金利+1%)

(注)平成24年度の適用割合

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等がございましたら、下記までお問い合わせください。

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人
コーポレート・コミュニケーション部 tax.marketing@jp.ey.com

Ernst & Young

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーサービスの分野における世界的なリーダーです。全世界の16万7千人の構成員は、共通のバリュー(価値観)に基づいて、品質において徹底した責任を果します。私どもは、クライアント、構成員、そして社会の可能性の実現に向けて、プラスの変化をもたらすよう支援します。

「アーンスト・アンド・ヤング」とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームで構成されるグローバル・ネットワークを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、www.ey.com にて紹介しています。

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人について

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人は、長年にわたり培ってきた経験と国際ネットワークを駆使し、常にクライアントと協力して質の高いグローバルなサービスを提供しております。企業のニーズに即応すべく、国際税務、M&A、組織再編や移転価格などをはじめ、税務アドバイザー・税務コンプライアンスの専門家集団として質の高いサービスを提供しております。詳しくは、www.eytax.jp にて紹介しています。

©2013 Ernst & Young Shinnihon Tax. All Rights Reserved.

EY TAX SCORE CC20130131-2

本書又は本書に含まれる資料は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものです。したがって、本書又は本書に含まれる資料のご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、特定の目的を前提とした利用、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用等ははしないでください。本書又は本書に含まれる資料について、新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人を含むアーンスト・アンド・ヤングの他のいかなるグローバル・ネットワークのメンバーも、その内容の正確性、完全性、目的適合性その他いかなる点についてもこれを保証するものではなく、本書又は本書に含まれる資料に基づいた行動又は行動をしないことにより発生したいかなる損害についても一切の責任を負いません。